

第 7 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成26年12月15日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成26年12月15日（月曜日）

午前10時3分開議

午前11時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第2号 平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第8号 平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第9号 平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第25号 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①建設産業における「人材確保・育成」の在り方（中間とりまとめ）について

②瀬目トンネルの現状等について

③J R鹿児島本線の一部高架供用と新上熊本駅舎について

出席委員（6人）

委員長	東	充	美
副委員長	緒	方	勇
委員	山	本	秀
委員	吉	永	和
委員	森	浩	二
委員	磯	田	毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	猿	渡	慶	一
総括審議員兼				
河川港湾局長	渡	邊	茂	
政策審議監	金	子	徳	政
道路都市局長	手	島	健	司
建築住宅局長	平	井	章	
監理課長	成	富	守	
用地対策課長	久	保	隆	生
土木技術管理課長	古	澤	章	吾
道路整備課長	宮	部	静	夫
道路保全課長	高	永	文	法
都市計画課長	松	永	信	弘
下水環境課長	宮	本	秀	一
河川課長	持	田	浩	

政策監兼

河川開発室長 村上 義幸

港湾課長 平山 高志

砂防課長 緒方 進一

建築課長 田邊 肇

営繕課長 深水 俊博

住宅課長 清水 照親

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆彦

政務調査課主幹 松野 勇

午前10時3分開議

○東充美委員長 それでは、ただいまから第7回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。まず議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは猿渡土木部長に、総括の説明をお願いいたします。

○猿渡土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御説明申し上げます。

まず、阿蘇中岳第一火口噴火についてでございますが、阿蘇中岳第一火口では、去る11月25日に噴火が確認されました。現段階では噴火警戒レベル2の状態であり、火口からおおむね1キロメートルの範囲が立ち入り規制となっております。土木部としては25日に県道及び付近の国道5カ所の道路情報板に「降灰注意」の掲示、27日には国道325号ほか2路線で路面清掃を実施し、12月2日には阿蘇

山の噴火に関する土木部情報連絡会議を設置しました。今後とも、継続して道路パトロールや降灰による土砂災害の発生に備えた各種調査を行うほか、部内はもとより庁内、さらには関係機関と連携して十分に警戒するとともに、広く正確な情報提供に努めてまいります。

次に、上半期の土木部の発注状況ですが、繰り越しを含む平成26年度全体事業費については、約1,052億円のうち9月末の契約額は654億円であり、率にして62.1%となりました。

そのうち平成25年度補正予算については、約81億円のうち、9月末の契約額は73.4億円であり、率にして90.6%となり、国の要請を達成しました。

また、人材や資機材の不足等から、73億円を平成26年度に事故繰り越した事業の執行状況ですが、現在計画どおりに事業は進んでおり、進捗が遅い事業でも年度内には工事が完成する見込みです。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案6件、条例等関係議案9件、報告関係2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の12月補正予算は、公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費及び熊本県人事委員会勧告に基づく職員の給与改定分として、1億5,674万9,000円の増額補正をお願いしております。

あわせて、県単独の公共事業について22億8,740万円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債を設定し、公共事業の発注の平準化、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定

として449億5,500万円をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について1件、工事請負契約の締結について1件、指定管理者の指定について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について6件、計9件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等に係る専決処分の報告について2件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、建設産業における人材確保・育成のあり方(中間取りまとめ)についてほか2件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げました。詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○東充美委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。成富監理課長。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、3件の報告資料を準備しております。

それでは、まず第1号及び7号議案平成26年度熊本県一般会計補正予算、第2号及び第8号議案平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算、第3号及び第9号議案平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算

の概要について御説明させていただきます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度12月補正予算資料についてでございます。このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費及び熊本県人事委員会勧告に基づく職員の給与費の改定分の合計で1億5,674万9,000円の増額補正の予算を計上しております。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としましては、県単事業で3,000万円の増額を計上しております。

災害復旧事業としましては、補助事業で998万1,000円、県単事業で2,958万1,000円の増額を計上しております。

投資的経費計としまして、6,956万2,000円の予算を計上しております。

また、米印をつけております一般会計の消費的経費に、8,479万3,000円を、特別会計の消費的経費に239万4,000円の予算を計上しております。これは、今回の給与改定につきまして、県内の民間給与水準との較差を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給料表水準を平均0.55%引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるなどの改定を行うものであります。

次に、2ページの平成26年度12月補正予算総括表をお願いいたします。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としまして、国庫支出金が998万1,000円、地方債が4,100万円、その他が889万4,000円、一般財源が9,687万4,000円を計上しております。

また、議案の職員給与改定補正額につきましては、補正予算総括表の職員給与改定分、

補正額の欄に記載のとおりであり、職員給与費として17ページから26ページにかけて全ての課に出てまいります。先ほどの説明と同様の趣旨でありますので、各課からの説明は省略させていただきます。

また、3ページ以降関課の予算に出てまいります。県単事業に係る債務負担行為、いわゆるゼロ県債としまして22億8,740万円の設定をお願いしております。これは、事業発注の平準化と、早期発注による事業効果の早期発現を図るため、設定をお願いするものでございます。

土木部全体の予算額の状況は、以上でございます。

○古澤土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

上から2段目の建設単価調査費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

建設単価調査業務ですけれども、平成27年度も1,963万8,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。この業務は、土木部が発注いたします公共工事の積算に用います資材単価等を決定するために、市場におきます取引の実勢価格を調査するものでございます。来年度27年度におきましても4月当初から実施する必要がございますので、計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

土木技術管理課は、以上でございます。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の4ページをお願いいたします。

道路整備課の補正予算は、いずれも県単事業に係る債務負担行為、ゼロ県債の設定でございます。事業発注の平準化を図るとともに、来年の梅雨時期までに工事を完了させるなど、事業効果の早期発現を図ることを目的としまして、早期実施が必要なものを計上し

ております。

まず、上から2段目にあります単県道路改築費につきましては、人吉水俣線ほか13カ所に3億8,400万円を計上しております。

続きまして、4段目にあります単県橋梁補修費につきましては、多良木相良線新幸平橋ほか3カ所に5,000万円を計上しております。

以上よろしく願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

債務負担行為の設定を、1件計上しております。

2行目の道路舗装費は、舗装・補修や側溝整備の早期着手を行うもので、来年の梅雨前までに補修すべき箇所や発注の平準化を目的に設定しており、八代不知火線ほか59カ所に8億7,800万円を計上しております。

道路保全課の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます。

委員会説明資料の6ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計予算の補正です。予算の増減に関する提案はございませんが、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

上から2段目、熊本北部流域下水道管理費の右端の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法に基づき下水処理場から放流する処理水の水質検査の実施が義務づけられており、この検査を年度当初から円滑に行うために、今回検査業務委託に関する経費として限度額を421万7,000円とする債務負担行為の設定をお願いするもので

上から4段目の球磨川上流流域下水道、6段目の八代北部流域下水道につきましても同様に、それぞれ限度額446万8,000円と437万5,000円の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

下水環境課は、以上でございます。

○持田河川課長 河川課でございます。

7ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川海岸総務費、3段目の河川改良費についてですが、いずれもゼロ県債の債務負担行為の設定でございます。

まず、河川海岸総務費につきましては、河川海岸維持修繕費として2億4,800万円をお願いしたいと考えております。

内容といたしましては、河川海岸施設の点検・修繕などを年度当初から行うためのものでございます。

次に河川改良費につきましては、単県河川改良費として1億650万6,000円をお願いしたいと考えております。

内容といたしましては、山鹿市の初田川ほか4カ所について、河川改良を梅雨時期までに完了するためのものなどです。

続きまして、8ページをお願いいたします。

最上段の河川等補助災害復旧費ですが、998万1,000円を計上しております。これは、市町村災害復旧指導監督事務費で、市町村の災害復旧事業に対する指導監督のための事務費でございます。

3段目の、河川等単県災害復旧費につきまして2,958万1,000円を計上しております。

まず、現年発生災害復旧工事費として1,892万9,000円を計上しております。これは、国の補助災害復旧事業の対象基準に満たない箇所に係る単県災害復旧事業費でございます。

次に、その下の災害復旧事業設計調査費として1,065万2,000円を計上しております。これは、災害復旧箇所の調査・測量設計のため

の委託費でございます。9月議会にて議決いただいた分の増額になりますが、9月に計上したものは、ことしの6月から7月にかけての梅雨前線豪雨によるもので、今回のものは、それから9月にかけての豪雨被害によるものです。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり3,956万2,000円の増額で、補正後の額は236億3,424万5,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明いたします。

単県港湾整備事業費において、債務負担行為、ゼロ県債を設定するものです。詳細は、右の説明欄に記載のとおり、熊本港ほか3カ所の港湾維持浚渫事業において、ノリ養殖期間中の工事ができないことから、今年度中に工事に着手し、ノリ養殖期間前までに工事を完了するため、債務設定、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

また、八代港ほか県管理港湾における港湾修築事業において、年度当初から港湾施設を適正に管理するため、港湾の年間維持管理費のために債務設定、ゼロ県債を設定をお願いするものです。あわせて、6億3,500万を限度額とするゼロ県債の設定でございます。

続きまして、資料の10ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。施設管理費で、債務負担行為の補正を計上しております。詳細は、右の説明欄のとおり当初予算で設定しておりました三角港管理事務所庁舎の機械警備委託の債務設定94万2,000円に、今回新たに熊本港管理事務所の庁舎清掃等管理業務として、年度当初からの適正な維持管理に向け993万3,000円を追加し、補正後の限度額を1,087万5,000円とする

ものです。

港湾課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の11ページをごらんください。

上から1段目の、砂防費の補正額としまして3,000万を計上しています。また、ゼロ県債を2事業で3,200万計上しております。

内訳としましては、2段目の単県砂防事業費はゼロ県債を計上しております。本箇所は、南阿蘇の芝原川で、溪流が荒廃している上に川が屈曲して、川岸が削られやすくなっております。このため、速やかに溪流保全工を着手し、土砂災害の防止を図ります。

次に、3段目の単県地滑り対策費は、八代市の箱石地区で、本年9月6日の豪雨により地滑りが再活動しました。このため、対策に係る調査設計を行い、地滑り防止施設の工事に要する費用でございます。

次に、4段目の単県急傾斜地崩壊対策費は、山鹿市の下本分地区で、本年8月22日の梅雨前線豪雨により崖崩れが発生しました。このための対策に要する費用でございます。

また、ゼロ県債を計上しております。本箇所は球磨村の楮木地区で、これまでに斜面上部ののり面工が完成をしておりますが、このため、のり面下部の擁壁工と、残るのり面工を梅雨時期の前までに完成させ、急傾斜地の崩壊防止を図ります。

以上、補正後の予算は、最下段の補正前の額88億3,273万4,000円に補正額3,000万円を加え、88億6,273万4,000円になります。

砂防課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○深水営繕課長 営繕課でございます。

説明資料の12ページをごらんください。

2段目の営繕管理費については、右の説明欄にありますように、ゼロ県債として5,400

万円の債務負担行為の設定をしております。内容は、有明保健所ほか3施設につきまして県有施設の保全改修を行うものです。

営繕課の説明は、以上でございます。

○清水住宅課長 住宅課でございます。

13ページをお願いいたします。

公営住宅維持管理費につきまして、県営住宅の指定管理に伴います公営住宅管理運営業務に係る費用の債務負担行為の設定をお願いしております。平成27年度から31年度まで行うものでございまして、5年間で25億3,760万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきます。

住宅課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

平成26年度繰越明許費についてでございますが、説明は予算関係資料に沿っていたします。

繰越明許費については、金額の欄に記載しております。繰り越しは、9月補正後の本年度予算に対して過去の繰り越し確定率等をもとに算定した繰り越し金額について設定をお願いしています。

土木部における平成26年度繰越明許費は、1の一般会計につきましては439億2,000万円の設定をお願いしております。

2の、港湾整備事業特別会計につきましては、2億3,000万円の設定をお願いしております。

3の、流域下水道事業特別会計につきましては、8億500万の設定をお願いしております。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計は、一番下の合計の欄に記載して

おりますとおり、449億5,500万円となります。

事業の繰越額の縮減については、改めて事業の進行管理と効率的な執行を図るよう徹底し、引き続き縮減に努めてまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

資料の27ページをごらん願います。

議案第25号風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例の制定につきまして御説明いたします。28ページの概要で御説明いたします。

2の制定改廃の必要性ですが、地方分権の一環として、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正が行われ、これまで都道府県及び政令市が条例を定め建築等の規制を行っていましたが、原則的に市町村が条例を定めることとなりました。県内の風致地区は、熊本市、八代市、人吉市にありましたが、熊本市と八代市は既に条例を定めており、人吉市についても本年9月に条例を制定したところです。

このため、県条例が適用される風致地区は全てなくなることとなり、県条例を廃止するものです。

なお、施行日は3の内容にありますように、平成27年4月1日としております。

都市計画課は以上です。よろしく願いいたします。

○成富監理課長 続きまして、29ページをお願いいたします。

第29号議案につきましては、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から説明させていただきます。

工事名は、南小国上津江線広域連携交付金（中原トンネル）工事。工事内容は、トンネル工。工事場所は、阿蘇郡南小国町大字中原地

内。工期は、契約締結日の翌日から平成28年10月31日まで。契約金額は9億6,444万円、これは消費税及び地方消費税相当額を含む額です。契約の相手方は、吉永・杉本・八方建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

1の、競争入札に参加する者に必要な資格として、建設工事の種類は土木一式工事。共同企業体の構成員数は3者。格付等級は土木一式工事のA1等級。営業所の所在地に関しましては、代表構成員、構成員2、構成員3ともに熊本県内に主たる営業所を有すること。施工実績に関しましては、代表構成員、構成員2は記載のと通りの施工実績を求めています。構成員3は、施工実績を設けておりません。

配置予定技術者の施工経験に関しましては、施工実績と同様の設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

施工計画としましては、トンネル工事において品質管理と施工上の課題が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札としました。

31ページをお願いいたします。

上段の表が設定した課題ですが、品質管理と施工上の課題でおのおの内容は記載のとおりでございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3つの建設工事共同企業体が参加し、平成26年10月2日に開札を行い評価値

を算出しております。その結果、下から2段目の予定価格9億3,000万円(税抜き)に対しまして、一番上の段の技術評価点が121.5で8億9,300万円(税抜き)で入札した、吉永・杉本・八方建設共同企業体が、評価値13.6058と最も高い評価値となり、落札を決定しております。

監理課からは、以上でございます。

○清水住宅課長 33ページをお願いいたします。

第35号議案の、指定管理者の指定についてでございます。

33ページが内容ですが、34ページの概要で御説明させていただきます。

1の選定の経緯ですが、募集要項を本年8月から9月にかけて配布しましたが、9月の受付期間に1社からの応募があり、外部有識者による選考委員会を10月14日に開催し、その意見を踏まえ部内の制度運営会議を10月22日に開催して、候補者を選定しております。

2の選定理由ですが、既存の店舗を利用した募集情報の発信など、利用者サービスの向上を図る提案や、類似施設の管理運営実績が高い評価を得たことによるものでございます。

提案価格は、平成27年度から平成31年度までの5年間の合計で25億3,716万9,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等ですが、申請者は地元の不動産会社2社と、全国規模の建物管理運営会社1社の3社による共同企業体である熊本県営住宅管理センター共同企業体でございます。

選考に当たっての基本的な考え方や選考委員会からの意見は、表に記載のとおりでございます。

住宅課は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料35ページの第36号議案から、46ページの第41号議案までの6件でございます。

まず、資料の35ページの第36号議案でございますが、詳細は右ページの概要にて説明します。

本件は、平成26年5月27日午後5時10分ごろ、葦北郡芦北町横居木の主要地方道芦北坂本線で、和解の相手方が所有する軽四輪貨物自動車が行進中、進行方向左側ののり面からの落石が直撃しフロントバンパー等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃事案であり、運転者が事前にこれを予見し回避することは困難であることを考慮して、修理費等の全額である39万7,688円を賠償しております。

次に、資料の37ページの第37号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年7月9日午後4時15分ごろ、八代市千反町の主要地方道八代鏡線で、和解の相手方が使用する普通貨物自動車は信号停車した際、進行方向左側の植樹帯の街路樹が倒れ、ボンネット等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃事案であり運転者が事前にこれを予見し回避することは困難であることを考慮して、修理費等の全額である20万1,560円を賠償しております。

次に、資料の39ページの第38号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年8月4日午前7時20分ごろ、菊池市泗水町田島の主要地方道熊本菊鹿線で、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中、対向車と離合するため路肩の有蓋側溝上を走行したところ、同所に生じていた段差に

より左前輪がパンクなどをしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の4割に当たる3万1,428円を賠償しております。

次に、資料の41ページの第39号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年8月6日午前0時30分ごろ、球磨郡山江村万江の主要地方道坂本人吉線で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に乗り上げ、さらにその後、進行方向左側のコンクリート擁壁に衝突し、左前輪がパンクなどをしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる3万4,200円を賠償しております。

次に、資料の43ページの第40号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年8月14日午後6時40分ごろ、球磨郡五木村丙字椿の主要地方道宮原五木線で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面からの落石が直撃し、左後部ドア等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、本件は直撃事案であり、運転者が事前に本件を予見し回避することは困難であることを考慮して、修理費の全額である18万3,967円を賠償しております。

最後に、資料の45ページの第41号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成26年9月2日午前8時5分ごろ、上益城郡山都町大平の一般国道218号で、和解の相手方が所有する軽四輪乗用自動

車が進行中、路上にできていた穴ぼこに落ち込み、右後輪のタイヤホイールを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる1,928円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○清水住宅課長 住宅課でございます。

2件の専決処分を報告をさせていただきます。

資料の47ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対する県営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

47ページから48ページまでが内容でございますが、49ページの概要で御説明させていただきます。

49ページをお願いいたします。

専決日は、平成26年11月12日でございます。

今回の明け渡し請求等に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消は見込めないもの4件につきまして、11月27日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

この4件につきましては、これまで何回もなく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また納入の誓約はするものの、それを守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は120万7,500円、滞納総月数は61カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、今回の47回目の提訴4件を含め1,033件となっておりますが、1回当たりの提訴件数は、滞納者の減

少に伴い平成17年の約60件をピークに年々減少傾向にあります。

続きまして、51ページをお願いいたします。

報告第4号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴え提起前の和解を行うものでございます。

51ページが内容でございますが、52ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成26年11月12日でございます。

この和解は、自主的な滞納解消が見込めるもの1件につきまして、11月27日に熊本簡易裁判所に訴え提起前の和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納額は9万4,200円、滞納月数は8カ月となっております。

この1件につきましては、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、今後の支払い等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効力があり、より迅速で効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの訴え提起前の和解の実施状況は、今回で20回目の和解となり、今回を含め186件となっております。

住宅課は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○東充美委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。ただいままでの説明について委員の先生方、質疑ございませんか。どなたか、ございませんか。

私のほうから、じゃ道路保全課にちょっとよろしいですか。

毎回和解の報告がありますけれども、これ各振興局でこの道路パトロールをよくやっていると思いますけど、この道路パトロールの状況等をちょっと説明していただけますか、

どういう状況か。よく落石とか倒木とかあるんですけれども、そういう面の今の現状はどうなっているのか、ちょっとわかれば。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

道路パトロールにつきましては、交通量にあわせてパトロールの回数を決めてやっております。1日5,000台以上の一般国道、県道等につきましては週4回以上のパトロールをやっております。1,000台から5,000台の道路につきましては週2回以上、1,000台未満につきましては1路線につき月3回以上、こういったようにパトロールの回数につきましては、道路維持・補修等管理要領というもので決めてパトロールをやっております。

以上でございます。

○東充美委員長 そのパトロールの後ですよ、そういうパトロールをした後、週4回の後に、いろんな報告とかあると思うんですけど、それは月に何件ぐらい、どここの道路の陥没とか落石とか、そういう報告は月何件かあっていますか。

○高永道路保全課長 パトロールにつきましては日報等をつけて、各振興局で報告するようにはなっておりますけれども、これまで現時点で事故の届け出件数等については、道路保全課が把握しています分については、今年度に入って現時点では35件、事故の届け出はあっております。そのうち賠償が必要な件数について、今21件報告があっております。これまで委員会に20件、きょうの分も含めまして20件報告したような状況になっております。

以上でございます。

○東充美委員長 ただいまの現状の中で、和解の何というかな、進行をやっているというか、その件数は今20件ですか、今報告したの

が20件。

○高永道路保全課長 報告したのが、今20件でございます。

○東充美委員長 20件。今進行中もあるんですか。

○高永道路保全課長 今、和解交渉中は1件でございます。

○東充美委員長 道路保全と道路維持は一体でございますから、人身事故がないのが一番ですけれども、ぜひパトロールの実績を上げるような形をお願いしておきます。

各委員の先生方、何かありませんか。

○森浩二委員 8ページの市町村災害復旧指導監督事務費、これは大体何に使うとですか、事務費は。

○持田河川課長 今、委員から御質問のあった市町村指導監督事務費ですが、市町村災害につきましても県のほうで取りまとめをして国に報告をすとか、あと市町村が災害復旧のそういった工事を申請する場合に、技術的な助言とか、あとそういった数字の取りまとめ、そういうものを県のほうで行うというようになっていますので、そういった経費につきまして、国のほうから災害で採択をされた事業費の一定割合が県のほうに補助される、そういうものでございます。

○森浩二委員 ということは、結局県の収入。

○持田河川課長 そのとおりでございます。

○森浩二委員 実際、何も使うわけじゃなかったらう。

○持田河川課長 国のほうからは一定割合でそういった給付がありますけれども、なるべくその必要なもの、それから、これだけだというものは支出してまいりまして、何の事務費も一緒ですけれども、そういった形で過大な支出は行なわない、そういった基本的な考えで行っております。

○東充美委員長 いいですか。ほかに。

○吉永和世委員 全体に関することだと思うんですが、今、防災・減災等ありますし、また地域、今の言葉で言うなら地域創生といましようか、そういったことに関する地域要望というのは現状でも結構たくさん出ているんだらうというふうに思いますが、衆議院選挙の中でも地方創生というのは大分訴えられた選挙だったわけでありまして、年明けてたぶん景気対策の補正予算というのはたぶん出てくるんだらうというふうに思いますが、それに向けて今要望が出ているものもいち早く対応するために、今後の補正予算に向けてしっかり取り組む必要があるんだらうなというふうに思うんですが、そこら辺の準備とか考え方というのは、どういった形で今考えていらっしゃるのか、その辺をぜひちょっとお尋ねしたいんですが。

○成富監理課長 委員の御指摘の補正予算の準備でございますけれども、選挙が始まる前に大体国のほうから、どういう要求がありますかという準備の調査がきてます。それを踏まえて各事業課から、こういう事業を補正予算で要望したいということで今準備をしております、ただ正式にどういう形で、選挙後に正式にこういう事業に予算をつけるというのがまだはっきりしませんので、それを踏まえて再度精査して、補正予算はできるだけ事業費が確保できるように取り組んでいく準備は

進めている状況でございます。

で、地方再生関係の予算という感じで準備できるかどうかはちょっとわからないんですけど、今、選挙前の情報では、公共事業費は余り配分できないみたいな情報も新聞情報でありますし、配分されても災害復旧に限るみたいな情報がありますので、その情報が正式にどういう形で出てくるかに応じて、その辺は地方再生との絡みで対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 いろいろ情報をとっていたで、しっかりととれるものはとっていくという形で、ぜひ対応いただければと要望させていただきます。

○東充美委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第25号、第29号及び第35号から第41号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 異議なしと認めます。

一括して採決をいたします。

議案第1号ほか14件につきまして、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号ほか14件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が3件あります。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。成富監理課長。

○成富監理課長 それでは、お手元の報告事項1をお願いします。A3の横書きでございますので、よろしくお願いします。

今回報告させていただきますのは、建設産業における「人材確保・育成」の在り方の中間取りまとめでございます。平成26年10月に、検討会で報告した事項でございます。

今後、教育機関、関係団体と意見交換を行い、今年度末に最終の取りまとめを予定しております。検討会の設置目的と構成メンバーは、表紙に記載のとおりでございます。

それでは、1ページをお願いします。

建設産業における、中間取りまとめの全体的な取りまとめの骨子でございます。大きく人材確保と人材の育成の2点に項目を設け、人材確保では現在及び将来を見通すことのできる環境整備、就労環境の整備、新卒者等の技術者・技能者の確保の3項目を設け、それぞれにまた現在及び将来を見通すことのできる環境整備では(1)、(2)の方向性を、就労環境の整備では(3)から(7)までの5項目の方向性を、新卒者等の技術者・技能者の確保では(8)から(11)までの4項目の方向性を示しております。

次に、人材育成の柱につきましては、技術者の育成と技能者の育成の2項目を設け、技術者の育成では(12)、(13)の2項目の方向性を、技能者の育成では(14)と(15)の2項目の方向性で中間取りまとめをしております。

2ページをお願いします。

それぞれの大項目、中項目、方向性に対しまして、それぞれ対応策、具体的な取り組みとして国・熊本県・教育機関・業界団体等のそれぞれの機関に対して具体的な取り組みを記載しております。本日は、熊本県の取り組みを中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず一番上の対応策として、防災対策、老朽化対策との事業の中長期的な見通しの確保ですけれども、国のほうではインフラ長寿命化計画等や、国土のグランドデザイン2050などを策定することで、着実な実施をされる予定になっております。

熊本県としては、それらを踏まえて地域計画をつくり、着実な実施をしたいと思っております。

また、2つ目のポツにありますように、各振興局単位、地域からは、できれば振興局単位でどのような今後5カ年で公共事業費が配分されるのかというのを示してほしいという地域からの要望もございまして、社会資本総合整備計画等の地域振興局単位での公表を今後検討したいと思っております。

丸の2つ目の公共事業予算の安定的・継続的な確保ですけれども、熊本県のほうとしましては、2つ目のポツにありますように政府提案等に公共事業費の安定的・継続的確保のための国への働きかけを業界団体と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

次に、(2)の短期的な事業の見通しの確保の中の丸の1つ目の、国・県・市町村を統合した発注の見通しですけれども、国のほうでは地域における国・県・市町村の発注見通しの統合及びインターネットでの公表がもう既に今年度からなされております。熊本県としましては2つ目のポツに記載してますとおり、発注見通しの未公表の市町村が県内には17市町村ありますので、この辺に発注見通しの公

表の働きかけをし、充実していきたいというふうに考えております。

次の丸の、公共工事の発注・竣工の平準化ですけれども、熊本県の取り組みとしましては、ポツの1つ目でゼロ国債の拡大や予算内示の前倒しや迅速な交付手続について国への働きかけをしていきたいというふうに思っております。

ポツの2つ目として、ゼロ県債や早期契約制度、債務負担行為の活用さらには柔軟な予算執行による発注・竣工の平準化への取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

3つ目のポツは、国・県・市町村による平準化に向けた発注者連絡会議の設置を検討したいというふうに思っております。ここには記載しておりませんが、国のほうでは国・県・政令市で発注者連絡調整会議を設置する旨の情報があります。

続きまして、3ページをお願いします。

適正な工期設定と適切な設計変更でございますけれども、熊本県としましては適正な工期設定では工期日数を加味した経費算定について取り組みを進めたいというふうに思っております。

続きまして、就労環境の整備の(4)の就労者の雇用形態の改善ですけれども、丸の1つ目の技術者等の常時雇用・月給制への雇用形態の改善ですけれども、熊本県としては技能者の確保のためには常時雇用、月給制への雇用形態の改善が必要と考えますので、そのための企業評価の検討を進めていきたいというふうには思っております。

米印のところでございますけれども、6月の委員会で緒方委員から、技能士のひと月の就労日数は何日あるのかという御質問がございました。で、執行部としましては、(注)に書いてますけれども、熊本県が発注した工事で県内建設業者が受注した工事、工事件数として24工事、建設業者数として52業者、従事労働

者数として199人、調査対象期間は平成26年4月で調査をさせていただきました。

その結果が左の表でございますけれども、普通作業員、とび工、鉄筋工、型枠工、それぞれ10日未満、10日から20日、20日以上ということでございましたけれども、89.9%の方々が20日以上という従事日数でございました。平均としても22.6日ということでございました。ただ、これは県工事だけでございましたし、今年度の26年4月の単年度の数字でございますので、今後どういう形で実態を把握していくかというのは、引き続き検討していきたいというふうに思っています。

4ページをお願いします。

(5)の社会保険等加入促進、就労環境整備の(5)の社会保険等加入促進ですけれども、法定福利費の確保、これも若手技術者を確保するための施策として国のほうが求めている施策でございます。

熊本県としましては、下請報告書等における標準見積書、これは法定福利表を別枠で記載するような仕組みになってますけれども、そういう標準見積書の活用状況の確認を今後、下請報告書で提出させることを検討していきたいというふうに思っています。

次の丸の、元請、一定の1次下請を加入業者に限定する措置の実施ということで、国のほうは平成26年8月からすでにこの取り組みがされてます。県としましては、国に準じた取り扱いの導入検討について現在準備を進めている状況でございます。

続きまして、(7)のダンピング対策の強化ですけれども、適切な予定価格及び最低制限価格の設定でございます。予定価格の設定につきましては、市町村でまだ歩切り等を25団体がされている状況でございますので、公契連の総会、市長会、町村長会などのあらゆる機会を通じて歩切りの根絶を市町村へ働きかけていきたいというふうに思っています。

最低制限価格につきましては、県の最低制

限価格は、国の公契連モデルに準じて設定しております。引き続き、この最低制限価格のあり方については、建設業、産業連合会からも引き上げの要望があっておりますので、検討していきたいというふうに思っています。

最低制限価格を定めてない市町村がまだ県内にはありますので、その市町村については働きかけをしていきたいというふうには思っております。

5ページをお願いします。

ここは、新卒者等の技術者・技能者の確保の中で(9)インターンシップ・現場見学会等の充実・促進でございます。

高校と業界団体の連携強化ということで、熊本県としましては高校と業界が意見交換できるような場の設定をしていますし、現場見学会の実施に対する助成をし、各振興局、各支部単位で現在、業界と高校が一体となった現場見学会、インターンシップの取り組みが進められている状況でございます。

続きまして(11)の高齢者、女性、外国人労働者等の活用でございます。

丸の1つ目、高齢者等の人材バンクの検討につきましては、人材バンクのあり方についての業界との意見交換を踏まえながら実施を検討したいというふうに思っています。

丸の2つ目の、女性が働きやすい職場づくりの支援としましては、国の欄に書いてます4つ目のポツですけれども、男女別のトイレ、更衣室等の設置のための仕様・積算の検討と、それを踏まえた必要な措置が実施される予定になってます。それを踏まえて、県としては対応を考えていきたいというふうに思っています。

6ページをお願いします。

人材育成の中で中項目として、技術者の育成のところでございます。

(12)の専門教育機関の確保のところでございます。業界団体からは、産業開発青年隊の復活の要望を受けておりましたけれども、県と

しましてはここに記載のとおり教育機関のほう、九州測量専門学校に土木建設科の設置がなされる予定になってます。これも既に平成27年、来年度から定員40名で募集がかけられている状況でございます。

(13)の技術者の育成の推進でございますけれども、丸の1つ目、技術者等の若手技術者に対する支援でございます。若手技術者の資格取得に対する助成につきましては、今年度から県単事業で予算を確保し、すでに施策を進めております。来年度予算の確保についても、現在準備をしている状況でございます。

各種資格の試験会場が県内となるように働きかけていることでございますけれども、これにつきましては工業高校との意見交換の中で、2級土木施工管理技士の試験会場が福岡と鹿児島で、熊本県にないということで、高校生たちがなかなか旅費等の絡みで試験を受けさせにいくことができないというような意見がございました。ということで、国と連携しながら試験会場が熊本となるような働きかけを国のほうに、試験機関のほうにしていきたいというふうに思ってます。

続きまして技能者の育成の欄でございますけれども、(15)の技能者の育成の推進でございます。

丸の1つ目の、若手技能者の確保・育成では、県としましてはポツの1つ目、総合評価において加点対象とする登録基幹技能者の拡大を検討していきたいというふうに思ってます。

さらにポツの2つ目ですけれども、技能士及び登録基幹技能者の配置についての評価のあり方についても検討していきたいというふうに思ってます。

丸の2つ目の、若手技能者育成に対する支援でございますけれども、これは技術者と同じように技能者につきましても今年度から予算を確保し、資格取得に対する助成をやっております。来年度につきましても、予算が確保

できるよう現在財政当局と検討している状況でございます。

以上で、監理課の説明は終わらせていただきます。

○高永道路保全課長 道路保全課です。

報告事項2をごらんください。

本日は、瀬目トンネルの現状等について御報告させていただきます。

まず、9月25日に実施した全面通行どめについては、10月10日に全面通行どめを解除しております。通行どめ期間は、15日ございました。

その期間中に1番、(1)の目視点検等、(2)番の各種観測機器等の観測値の解析、(3)番の瀬目トンネル検討委員会・地盤検討委員会委員への意見聴取などの点検・調査及び意見聴取を実施しております。これらの結果を踏まえ、全面通行どめを解除いたしております。

次に、瀬目トンネルの現状でございますが、2の(1)監視体制に記載しておりますとおり、これまでの監視体制に加え、トンネル北側坑口、南側坑口近くにそれぞれ設置しておりますトンネル警報情報板の改修を行い、通行者への情報提供の迅速化を図っております。具体的には、トンネル内で異状が発生した場合、直ちに情報板にトンネル内通行どめの表示をするるとともに、サイレンを鳴らし回転灯を点灯することで、通行車両がトンネル内に入らないよう注意喚起を行うようにしております。

全面通行どめ解除後のトンネルの現状は、これまでのところトンネル内外ともに特に大きな変異や変状は確認されておられません。

次に抜本的対策の検討状況ですが、8月27日の瀬目トンネル検討委員会、地盤検討委員会の提言に基づき、現在ボーリング調査を実施しております。調査は順調に進んでおり、年明けには完了する予定です。今後、この地

質調査が完了後、速やかに迂回ルート等について委員会に諮り、抜本的対策を決定する予定です。

以上、道路保全課からの報告を終わります。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

報告事項の3をごらん願います。

平成13年度に着手いたしました連続立体交差事業につきまして、本年度末に高架橋の一部と上熊本駅舎が完成いたしますので、御説明いたします。

2ページの図面も、あわせてごらん願います。

連続立体交差事業は、鹿児島本線約6キロ、豊肥本線約1キロの高架化を行うもので、昨年度末の進捗率は75%、事業期間は平成30年度を見込んでおり、全体で15カ所の踏み切りを除却するものです。

本年度末にはJ R鹿児島本線の上り線が全線の6キロ、また下り線が熊本駅部を除く北側4キロの区間について完成いたします。その完成に伴いまして、13カ所の踏み切りが除却されることから、東西交通の円滑化等の効果が期待されるところです。

2ページの図の中で青い着色、囲みで示しました区間が、本年度末に完成する区間になります。

次に、3ページをごらん願います。

本年度末に高架橋と同時に完成いたします新上熊本駅舎について御説明いたします。

高架の2階部分に、鹿児島本線の上り線、下り線、2線のホームが整備され、1階からのアクセスのための階段、エスカレーター、エレベーターが整備されます。また、高架下の1階のコンコース階には、従前の軌道にかえまして、駅東西を連絡する自由通路が整備されます。

なお、新しい駅舎は七つ星等の車両のデザインを手がけられた水戸岡鋭治氏の監修のも

と、地元からの意見などを取り入れて、J R九州が設計したものです。デザインコンセプトとしては、森の都・熊本、ぬくもり、上熊本駅周辺の歴史が感じられる駅となっています。

右側の外観イメージのように、駅舎の前には、ホームの風雨を軽減するための県産材を用いた木製ルーバーが設置されることになっており、内外装には木材やレンガが使用されるということです。

都市計画課の説明は、以上です。よろしくお願いたします。

○東充美委員長 以上で、報告は終了いたしましたので、これから質疑を受けたいと思います。委員の先生方の質疑はございませんか。

○山本秀久委員 いろいろ意見交換会をすると、どういうのが出てきよるのか、意見交換会。

○成富監理課長 やはり意見交換で一番出るのは、若手技術者の育成・確保にはやはり、まずは給料を上げぬとどうしようもないだろうと、で、休みがしっかり取れるようにしないと、これがやっぱり根本的に一番大事じゃないかということで、やっぱり一番意見が多く、そこをどうかするために何をせんといかぬかは非常に難しい問題で、簡単な問題ではないよということだけど、そういう意見を一番いただきます。そのために、確かに何ができるかというのは、即効のある薬というのは多分ないと思っております。

ただ、ここであきらめるわけにもいきませんので、今本当にこの業界団体と教育機関と行政が一体となって若手技術者の確保に取り組まないと、5年後、10年後は技能者がいなくなるという危機感を本当に持たないといけませんので、幾ら難しいとか何とか言われて

もですね、何かをしていかないといけないということで、今議会で、橋口議員からもありましたけど、やっぱりもっと根本的な対策をしてほしいという意見もありますけども、その対策のためには、やっぱりイメージアップとか少しづついろいろなことを行政と教育機関と業界団体ができることからやっていくことが一番大事ななと思いました。

何しろ業界団体の方も、今一生懸命やっばりなっていたような状況もありますんで、今本当に一体的にやらなくてはいけないという意見をいただいています。そのほかに、やっぱりイメージアップ戦略に対しては、いろいろなことをやっていきたいという意見も、自分たちも一生懸命やっていきたいという意見もありますんで、できるだけそれをサポートするように今からはしていきたいというふうには思ってます。

以上でございます。

○山本秀久委員 それで、いろいろ技術の学校とかいろいろあるでしょう、工業の。ああいうところでも、教育の中にも一応そういう点を含んだ物事をしていかぬとおかしいなということ。これから先は本当に技術者がいなくなつて、本当大変なことなんですよ。だから、意見交換をするのに、どういう意見が多いとかということをおきかたかった。わかりました。

○東充美委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「ないようであれば」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二副委員長 今、山本委員からもございました、今回の中間取りまとめ、非常に私は感銘を受けております。とりわけ今回の選挙で、就労環境とか雇用の環境の改善とか、このことをひしひしと言われる、切なる声をたくさん聞きました。その中で、この取

りまとめが随分ありがたいなというふうに思いました。

とりわけ3ページのこの常時雇用と月給制、雇用形態の改善ですね、これは本当にやらなければならないだろうというふうに特に感じておるところなんですけども、その中で、2ページに戻りますけども、この発注者の連絡会議の設置の検討ですね。これは先ほど局単位でというふうな説明だったと思います。

5年ほどのスパンを見通してのというふうに理解していいんですか。と申しますのが、新建設産業とかいろんな果敢にチャレンジする企業を育てようとかいうことで、林建連携とかあるいは農業に参入しようとかいろんな企業はありますけども、今までの土木の本業のほうが、建設業の本業のほうがなかなか先行きが見通せない中で、なかなか次の事業の柱をもう1つつくろうなんていう中には、なかなか踏み込めなかったと思うんですね。しかし、こういうことで多分先行きが見えるようになれば、新たなチャレンジをする企業もたくさん出てくるだろうと私は認識しておりますが、その辺のこの公共事業発注の竣工の平準化ですか、この辺のポツの一番最後の部分ですね、この辺もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○成富監理課長 これは建設業のいろいろな団体と意見する中で、委員申されましたように、やっぱり今後の公共事業費がどれだけあるかがないと人を雇えないというような話もいただいています。

これ国の話になりますけども、以前は国のほうで何カ年計画という社会資本整備総合計画、事業計画みたいに何カ年計画というのがあって、その予算の裏づけをされてそういう計画がつくられてきました。それが政権が変わりまして、コンクリートから人ということで、そういう長期計画がなくなりました。

そういう中で国のほうが見通しが立てられ

ないと、公共事業。それが大きな原因と、急激な公共事業費の削減で一気に疲弊したんですけども、政権がかわりまして少しずつ、この長期計画が国のほうがつくられるようになってきましたんで、ただ昔と違ってこれ財務省が事業費の裏づけをまだしてません。だから計画はつくるけども、じゃ今後この計画で幾ら使うんかというのは国が示してませんので、まだまだ建設業界の方が言われるような公共事業費の今後の見通しというのは、まだまだ厳しいと、正確には立てられない状況でございます。ただ、県としてできるのは、現在、社会資本総合整備計画というのを5カ年計画をつくってます。ただ、それを振興局単位でまだ示したりなんかしてませんし、そういう意見をいただきましたんで、この予算の裏づけはきちんとしたものがないんですけども、ただ熊本県への予算の配分というのは、これまで見るとそう大きくは変わってきませんので、私どもとして今できることは、現在ある社会総合資本整備計画等の計画を毎年5カ年計画をつくってきますんで、それ、確かな予算の裏づけがないけど、それをある程度示すことで地域の建設業者の方々がある程度見通しを立てていただこうと、そういう気持ちで今回こういうことを取り組もうかということで考えてます。

で、発注と竣工の平準化につきましても、同じようにやっぱり4月、5月仕事がないと、やっぱり遊ばせておかないといけないと、それでも12月分の給料を払わんといかぬというのが非常にやっぱりきつということがありますんで、できるだけ平準化をしてほしいという意見もありましたんで、これにつきましても国の制度、現在の法律の制度の中でどれだけできるかというのは非常に制約があります。ただ、できる範囲でやっぱり取り組まないと、なかなか制度改正を待っていたら、またまた遅くなりますんで、熊本県でできることからということで、他県とか国に先

駆け、県と市町村で発注者連絡会議を設けて、できるだけでも少しでも平準化を進めていこうということを取り組んでいきたいということで、これをしたいと思ってます。

ただ、まだ市町村等には正確にはお話をしてませんので、どれだけ御協力いただけるかわかりませんが、県の姿勢をきちんと示していただくことで、市町村と一体となつてできればというふうに思ってます。

以上でございます。

○緒方勇二副委員長 ありがとうございます。発注の見通しがある程度わかれば、この1年間見た感じでいきますと、これはもうマインドの話だと思いますが、好循環をつくり上げて、民間の設備投資も随分進んできたように私たちは感じておるんですね。やっぱりこういう公共事業の先行きがきちんと明るいものが見えたならば、やっぱり民間投資も設備投資も進むだろうというふうに認識しておりますんで、ぜひともこの辺は踏み込んでいただいてやっていただければというふうに、要望しておきます。

○東充美委員長 ほかに。

○山本秀久委員 もういっちょ。振興局の活用をなるべくしたほうがいいよ。これは市町村との問題と、今言ったように計画の問題は、振興局とよく緊密な連携をとっていかれたほうが、この問題は解決が早いと思いますよ。

○成富監理課長 山本委員おっしゃるとおり、この振興局単位での発注者連絡会議とか社会資本総合整備計画の地域振興局単位の公表は基本的に振興局が主体になってやっていただこうと思ってますんで、よろしく願いしたいと思います。

○高永道路保全課長 先ほど事故の届け出件数等を説明いたしましたけども、一部補足と訂正をさせていただきたいと思います。

今年度、今委員会まで報告したものを先ほど20件と説明しております。この20件につきましては、過年度発生分の事故も含まれております。

また、平成26年度に発生した事故の届け出件数は、35件でございます。そのうち賠償が必要な件数は21件でございますけど、今交渉中につきまして先ほど1件と申しましたけども、現在10件の交渉をしておりますので訂正させていただきます。

以上でございます。

○東充美委員長 ほかに質疑ございませんか。（「なければ、もう1ついい。」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二副委員長 済みません。5ページの高齢者等の人材バンクの検討というところがありますよね。これ城下先生からの質問に対応されたと思うんですが、今、公共事業を出しても、食欲はあるけどもなかなかかみくだせない状態で、繰り越しとかいろんなどころが出ると思うんですが、この人材バンクを大いに活用するべきだろうというふうに私も思います。片方で、高齢者の方ですから、例えば週に3日とか働けるようなこういう検討もされて、フルにというのはなかなか難しい方はおられるんですけども、熟練工で非常に練度の高い方がおられると思うんですね。すそ野を広く人材を求めないけないという観点からすれば、大いにこの高齢者の方の人材バンクに期待しておるんですけど、あわせて若手とセットで本当に技を傳承していただくような機会に恵まれることが大事だろうと思うんですね、今から。そういうことの観点もぜひ盛り込んでいただいての人材バンクのあり方を、ぜひともそういう視点も入れていた

だきたいなというふうに、これ要望しておきます。

○成富監理課長 緒方委員の要望を受けて、しっかり検討させていただきます。よろしくお願ひします。

○東充美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○東充美委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何がございませんか。

○森浩二委員 ちょっと聞きますけど、ISOの19000かな、あるでしょう。それが経審には10点加算されている。あれが何のメリットというか、毎年更新料が50万から100万ぐらいかかるわけですよ。余りメリットがなかわけですよ。あれは必要なものかどうか。土木の場合は、事務所から行って現場管理はしよるし、現場監督も資格を持ってやっておるし、あれが必要なんだろうかという意見が出よつとですよ。14000、環境の方は、それは現場をきれいにすつため必要だと思つて言うわけですよ。そういうのは、どこがこの経審あたりに入れよつとですか。

○成富監理課長 経営事項審査でISOの項目を入れているのは国のほうで決められますんで、ちょっと県でどうのこうのできる状態ではございません。ただ、委員の意見につきましては、何かの機会を捉えて国のほうには、そういう意見があるというのはお伝えしたいというふうに思います。

○森浩二委員 入らぬと経審的に10点落ちるだけでしょう。

○成富監理課長 はい、そのとおりでござい

ます。点数はちょっと、後で調べますけども。

○森浩二委員 結局は、もうメリットなかったいな。あれはWTO案件のときだけ、何か必要になるとでしょう。

○成富監理課長 経審点ですか。

○森浩二委員 いや、入っとかんといかぬというのは。それは違うとかな。

○成富監理課長 済みません、そこはちょっと調べて、また委員に御報告いたします。

○森浩二委員 さっきの賃金の問題があったでしょう。そういうのを減らして、そっちに回せばと思うわけですよ。もう会社規模によって更新する業者が見てから請求すつとたいな。小さな会社だったら、A2ぐらいだったら50万とか、A1だったら200万とか、その従業員の人数で、同じことをするけど、その業者がもうけよるだけの気がするとたい。その辺を、ちょっと調べとってください。

○成富監理課長 はい。調べて、後ほど御報告させていただきます。

○東充美委員長 森委員よろしいですか。その他で、ほかに先生方ありませんか。

○成富監理課長 今、森委員が言われたのはISO9000ということで。

○東充美委員長 いいですね。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二副委員長 済みません、今ISOのことが出たので、もう一つちょっとわからぬことがありますので、お尋ねしておきま

す。

工業規格のJISですね、それと逆に林務でいえばJAS農林規格がございますけど、木造とか、今回も駅舎でルーバーとか木製です。そういうときにJAS規格品ですとかうたわれた場合、たくさん特殊もんが多過ぎて、で今、林務も大変なんですね。一般の林齢が若い木をばんばん大量に割く林業の形になってますんで、乾燥材の特殊なサイズのそういうものはJAS規格品ですよというふうにうたい込まれれば、なかなか大変だろうと思うんですね。事実、県内のJASの認定工場は、一般製材所はだんだん減っているわけですね。そういうことから考えれば、私はもうちょっと土木のほうの、とりわけ建築ですけど、もうちょっと考えてあげないと、私は対応できぬようになるんじゃないかというふうに思っているんですけども、JASを年間認定を受けるのにたしか30万ぐらい要るはずで、一般製材所が。ですから大きな工場じゃないと、もうもてない状況になってきて、小さい特殊もんに対応する一般製材所が経営が成り立ってないという現状に照らせば、やっぱり設計する側、建築、土木のほうももうちょっと配慮してあげないといけない世の中になってきているんじゃないかなと思うんですが、その辺何か感じておられますかね。

○深水宮繕課長 宮繕課ですけど。

建築のほうにつきましては、国の標準仕様書がありまして、今のところいわゆる構造計算をきちんとして確認を取るような物件については、JASで構造材をつくらないといけないというふうになっておりますけれども、それ以外のものについては別にJASの規定はありませんので、小さな物件とかそういうものについては、JASという形で指定はしておりません。そういう状況です。

○緒方勇二副委員長 骨組み、構造材はJA

Sというふうに構造計算に基づいてとか、特殊もんもそうかもしれません。ただ、求められる設計者、まあ設計側の問題かもしれぬですけれども、往々にして節がないとか、化粧材についてはなかなかJASの認定品でなれば難しいだろうと私は認識しているんですね。そういうことを、よく製材所から聞くような気がします。その辺ももうちょっと踏み込んで考えていただければ、今うちの県の山の姿から考えれば、大きな、大径木の利活用が相当求められる時代がくると思うので、やっぱり県産材の利活用の観点からしても、大いに検討いただければというふうに思っております。これは要望させていただきます。

○深水営繕課長 県産材の木材の利活用については、日ごろからそのように努めておりますので、今後も先生の意見を踏まえて、さらに一層利活用に努めていきたいと思っております。

○東充美委員長 そのほか質疑、委員の先生ありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

今回の委員会につきましては、1月27日火曜日、午前10時から予定をいたしております。なお、正式通知につきましては後日、文書で行いますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして第7回建設常任委員会を閉会いたします。どうも御苦勞でございました。

午前11時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

建設常任委員会委員長